

令和5年度
税に関する

絵はがきコンクール

宮古法人会会長賞



山田町立山田小学校
6年 道又 柚葵さん

宮古税務署長賞



宮古市立千徳小学校
6年 星野 夏希さん

宮古法人会女性部会長賞



宮古市立田老第一小学校
6年 小林 蒼平さん

令和5年度(第15回)税に関する絵はがきコンクールを、宮古法人会女性部会主催・国税庁後援のもと、宮古税務署管内の小学6年生を対象に開催しました。今年度は8校より104名の応募があり、令和5年9月20日(水)宮古税務署丸山署長、榊谷統括国税調査官、岩手県沿岸広域振興局宮古地域振興センター多田県税室長、宮古市教育委員会小松山学校教育課長及び宮古法人会関係者による審査会が行われ、入賞者が決定しました。

応募作品は、令和5年度確定申告期間中(2/13～3/15)、確定申告待合ロビーにて展示の予定です。

contents

目次

税に関する絵はがきコンクール	1～2
通常総会	3～4
トピックス	4
行動する法人会	5
紙上講演会	6～7
今後の事業予定	8

法人会のキャッチフレーズ

めざまし 企業の繁栄と社会の貢献 法人会

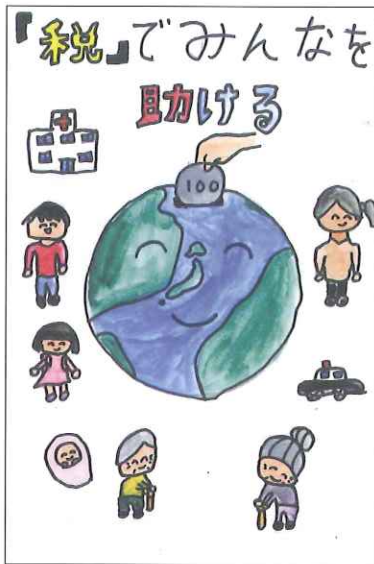
法人会は
よき経営者となごむもの団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

法人会の基本的指針

優 秀 賞



宮古市立山口小学校 6年 花坂明香さん



宮古市立重茂小学校 6年 高坂明生さん



山田町立山田小学校 6年 鳥居小暖さん



宮古市立重茂小学校 6年 川畑 蘭華さん



山田町立山田小学校
6年 千葉 雄晟さん



宮古市立重茂小学校 6年 中村 凌也さん



岩泉町立小川小学校 6年 前野 花歩さん

奨 励 賞

- | | | |
|------------|----|---------|
| 宮古市立新里小学校 | 6年 | 田屋 太陽さん |
| 宮古市立新里小学校 | 6年 | 大坂 優真さん |
| 宮古市立重茂小学校 | 6年 | 木村 朱里さん |
| 山田町立豊間根小学校 | 6年 | 尾形 碧依さん |
| 山田町立豊間根小学校 | 6年 | 尾形 佑菜さん |
| 山田町立豊間根小学校 | 6年 | 二見 結羅さん |
| 山田町立山田小学校 | 6年 | 田村亜結永さん |
| 山田町立山田小学校 | 6年 | 福士 結衣さん |
| 山田町立山田小学校 | 6年 | 篠澤 星名さん |
| 岩泉町立小川小学校 | 6年 | 中村 華菜さん |

公益社団法人宮古法人会令和5年度通常総会開催

令和5年度通常総会が6月7日(水)、浄土ヶ浜パークホテルにおいて、宮古税務署長鳴原学文氏をはじめとする8名の来賓と会員46名(委任状211名)が出席し開催されました。

寺崎会長挨拶のあと伊藤重行氏(宮古商工会議所)と上野文裕氏(㈲スカイオート)の2名を議事録署名人に選出し議事が開始。事務局より令和4年度事業報告、令和5年度事業計画及び収支予算が報告されたのち、令和4年度収支決算、任期満了に伴う役員改選が上程され、満場一致で承認されました。その後表彰式が行われ、優良経理担当者表彰、会員増強感謝状、上部団体である全国法人会連合会長表彰、東北6県連合会長表彰、岩手県法人会連合会表彰の伝達も併せて行われ、寺崎会長より賞状と記念品が贈呈されました。総会終了後の記念講演会では、一般社団法人岩手県法人会連合会会長田口幸雄氏の講演会が開催されました。その後、3年ぶりに開催された交流会は、田口会長の参加も頂き盛会裏に行われました。



令和5年度宮古法人会通常総会

令和5年度通常総会表彰式

優良経理担当者表彰 ~会員企業からの推薦者6名~

事業所名	受賞者名	勤続年数
大坂建設株式会社	藤本 富美子	33年
佐藤建設株式会社	工藤 士文	27年
丸奥自動車工業株式会社	佐々木 祐子	11年
有限会社川井林業	館野 淳子	7年
東海電業株式会社	裊屋 詩織	7年
刈屋建設株式会社	山崎 由希子	5年



優良経理担当者表彰受賞者

会員増強協力者表彰

氏名	事業所名
佐々木 敏 美	有限会社岩木林業
三 浦 貴	A I G 損害保険株式会社盛岡支店



総会記念講演会

上部団体表彰伝達

表彰区分	種類	役職	氏名
公益財団法人全国法人会総連合会長表彰	永年勤続役員功労者	理事	菊地 辰 志
東北六県法人会連合会会長表彰	永年在任役員	理事	佐々木 敏 美
		理事	西村 義 浩
一般社団法人岩手県法人会連合会会長表彰	永年役員功労者	支部長	澤 里 寛
		理事	松 本 龍 児

令和5～6年度 宮古法人会役員名簿

役職	氏名	法人名
会長	寺崎 勉	宮古ヤクルト販売株式会社
副会長	佐々木 寛	株式会社佐々木建設
同	佐々木 勝	東海電業株式会社
同	山崎 淳一	山田町商工会
同	工藤 俊治	工藤建設株式会社
同	横田 雅明	横田建設株式会社
専務理事	下澤 昇	下澤昇税理士事務所
理事	佐々木 敏美	有限会社岩木林業
同	伊藤 敏郎	株式会社角登商店
同	菊地 昭一	株式会社キクチ工務店
同	片座 康行	佐藤建設株式会社
同	西村 義浩	株式会社岩手雪販
同	松本 龍児	山田町商業事業協同組合
同	齋藤 浩司	宮古信用金庫
同	伊藤 勝博	伊藤建設株式会社
同	池田 篤司	有限会社池田水道

役職	氏名	法人名
理事	山舘 浩	有限会社山舘設備工事
同	斎藤 順子	有限会社斎藤設備
同	田鎖 昇	トーア木材株式会社
同	杉本 裕樹	株式会社宮古衛生社
同	佐藤 隆一	沢与建設株式会社
同	伊藤 正美	有限会社伊藤石材工業
同	伊藤 重行	宮古商工会議所
同	村山 利一	株式会社村山電機商会
同	上野 文裕	有限会社スカイオート
同	菊地 和弘	株式会社菊地建設
同	伊藤 峻	陸中建設株式会社
同	佐藤 大	有限会社中松屋
監事	山崎 仁志	山崎仁志税理士事務所
同	佐々木 大和	株式会社田岡商店
同	伊藤 知治	株式会社伊藤住宅設備

支部・部会報告会

山田支部報告会(5.26)、岩泉支部報告会(5.18)、田野畑支部報告会(4.26)及び、青年部会報告会(5.9)、女性部会報告(5.12)がそれぞれ開催され、令和5年度事業計画が審議されました。

役員改選では、山田支部長に山崎淳一氏(山田町商工会)、岩泉支部長に工藤俊治氏(工藤建設株式会社)、田野畑支部長に横田雅明氏(横田建設株式会社)、青年部会長に上野文裕氏(有限会社スカイオート)、女性部会長に及川桂子氏(リアス環境管理株式会社)がそれぞれ選出されました。

トピックス

7月10日付 仙台国税局の定期人事異動が発令(敬称略)

転入者	宮古税務署長	丸山 淳(国税庁 仙台派遣主任監察官)
宜しくお願ひします。	総務課長	泉 健一(佐沼税務署 総務課長)
	総務係長	工藤 亮汰(宮古税務署 法人課税部門)
	管理運営・徴収部門統括官	豊間根秀樹(能代税務署 管理運営・徴収部門統括官)
	個人課税部門統括官	佐々木元信(一関税務署 個人課税第2部門統括官)

転出者	宮古税務署長	鳴原 学史(杉並税務署長)
お世話になりました。	総務課長	佐藤 英人(弘前税務署 総務課長)
	総務係長	土井由佳理(国税庁 人事)
	管理運営・徴収部門統括官	一関 栄作(一関税務署 管理運営・徴収部門統括官)
	個人課税部門統括官	佐藤美智也(盛岡税務署 個人課税第5部門統括官)

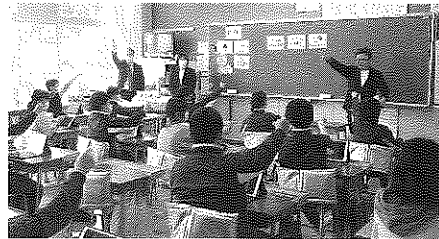
()は前任地・異動先

行動する法人会

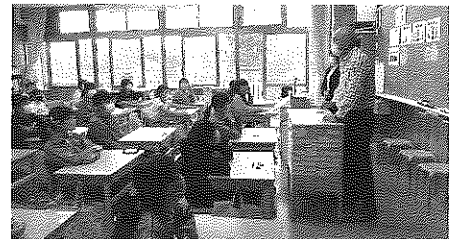
租税教室 (青年部会)



開催日 令和5年5月25日
会場 宮古市立宮古小学校
講師 志賀 政信



開催日 令和5年5月31日
会場 宮古市立田老第一小学校
講師 上野 文裕・松本 徹



開催日 令和5年5月31日
会場 宮古市立崎山小学校
講師 及川 元

社会貢献活動 (女性部会)

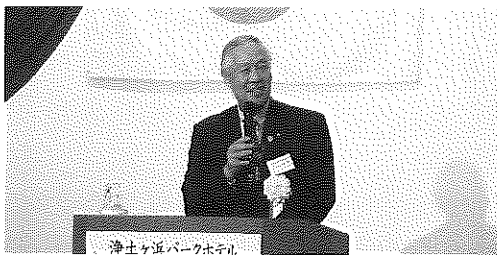


開催日 令和5年10月11日
会場 浄土ヶ浜地内
参加者 7名



開催日 令和5年5月12日
演題 働く主婦の社会保障と税
講師 宮古税務署長 嶋原 学史氏

講演会・セミナー等



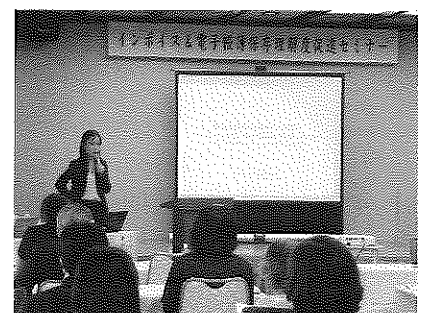
通常総会記念講演会

演題 国内・本県経済の現状と今後の展望
～これからの三陸地域の活性化に向けて～
講師 岩手県連会長 田口 幸雄氏



インボイスセミナー&電子帳簿保存 理解度促進セミナー

講師 税理士 山崎 仁志氏/東日本電信電話(株) 中村 聡子氏



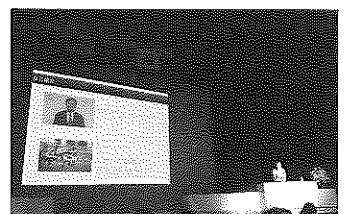
第24回特別研修の集い花北大会

会場 ホテルグランシェール花巻 出席者 7名
演題 「これまでの道のりとこれから」
講師 聖路加国際大 大学院教授 五十嵐 ゆかり氏



第27回研修の集い釜石地区大会

会場 TETTO/ホテルクラウンヒルズ釜石 出席者 10名
演題 「釜石ラグビーと共に38年〜ラグビーを通じて学んだ事〜」
講師 (一社)釜石シーウェーブスRFC・ゼネラルマネージャー 桜庭 吉彦氏



円安・原材料高に不満の声

ジャーナリスト 海部隆太郎

日本の金融政策は、引き締めへの観測が開始してはいるが、それでも現状ではかたくなに緩和策を維持し続けている。日銀総裁が交代しても変化は見られず基本的に従来通り。海外との金利差がますます広がり、円安基調はとどまるところを知らないかのようだ。必然的に輸入原材料が高騰して物価を押し上げている。生活への影響を実感せざるを得ない。

先日会った経営者は、金融緩和により融資では恩恵を受けたものの、今は昔の話だと強調する。「原材料、エネルギー価格の高騰は体力のない中小企業経営を直撃している」という。身勝手なロシア要因はあるが、やはり円安の影響は計り知れないとし、さらに加えて「学者は世間知らず。刻々と変化する社会の実態と、庶民の暮らしを分かっていない」と、日銀総裁を辛らつに批判していた。

30年前になってしまうが、日銀記者クラブに所属していたときの日銀総裁の定例会見では、毎回必ず某経済新聞の記者が「現在の為替動向をどうみるか」と同じ質問をしていたのを思い出す。総裁の答えは毎回同じで「ファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）で決まるものであり、相場に影響をもたらすのでコメントしない」と話す。それ以上は記者も質問できずに終わるのが習わしだった。今もそうなのか。ファンダメンタルズで為替レートは決まっていない。現在の円安は、内外の金利差が要因なのは明らかだ。早く、何とかしてほしいと願う経営者の声を聞いていると、取材時間は予定を大幅に超過する。これが最近の傾向になっている。

【日本全体が3割引きの大キャンペーン中】

とはいえ観光業にとって円安は、インバウンド需要を喚起するので悪い話ではない。かつて民主党政権時代に1ドル=70円台になったことがある。その当時、米国から出張してきた経営者をインタビューすると、「両替したら日本円があまりにも少ないので驚いた。今は日本に行くことを避けなければ」と話していたことを思い出す。展開が逆になった現在は、外国人にとっては絶好のチャンス。これまでの為替レートに比べ日本のどこへ行っても3割は安く済む。外出すれば、電車でもオフィス街でも外国人とすれ違わない日はないほど、外国人観光客は多い。ただ、外国人への街頭インタビューをテレビで見ていると、円安だから来たというよりは、日本の魅力にひかれていたこと、コロナ禍の対応が緩和されたからという答えが多く、円安だけがインバウンド需要をけん引しているとは思えない。

問題は行き過ぎていること。外国為替の安定を望まないディーラーたちは変動こそ利益をもたらす要因とみるが、これはとんでもない話。必死に生き残ろうとする中小企業がなぜ被害者になるのか。為替の大幅な変動に憤りを隠せない。

当たり前の話だが、庶民の生活優先の金融政策を望む。物価に大きな影響をもたらす円安を終わらせてほしい。経営者の声だけでなく、消費者である自身としても声を張り上げたい。金融緩和として振り上げた拳をどのように降ろすのか。どうせ降ろすのだから早い方が、より被害が少ないはずだ。

【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題の取材・執筆活動を展開する。

インボイス発行事業者でない事業者との取引について

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 手嶋浩明



リサ

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まりました。インボイス発行事業者でない事業者との取引をした場合は、どのような影響があるのでしょうか。

インボイスは、Tで始まる数字13桁の登録番号や商品ごとの税率(8%か10%)等を明記した請求書等で、買手の事業者が納める消費税を計算する際に、売上に係る消費税から仕入れに係る消費税を控除するために必要になります。ただし、インボイスを発行できるのは、インボイス発行事業者の登録をした消費税の課税事業者に限られます。したがって、インボイス発行事業者でない事業者が発行する請求書等に記載された消費税相当額は、事業者が消費税を計算する際に消費税として控除できません。

ただし、経過措置として最初の3年間は、この事業者に支払った消費税相当額の80%は控除可能です。また、次の3年間は、消費税相当額の50%は控除可能となっています。



サキ先生

リサ インボイス発行事業者でない事業者との取引により、消費税の負担が増えるのですね。

すべての事業者に影響があるかというと、そうではありません。簡易課税を選択している事業者は、納める消費税を計算する際に控除する消費税を、支払った消費税ではなく、売上に係る消費税に一定のみなし仕入れ率を乗じて算出するため、インボイスを必要とせず、インボイス発行事業者でない事業者との取引であっても、事業者が納税する消費税には影響しません。

サキ先生

リサ

免税事業者がインボイス発行事業者になった場合、この事業者自身の消費税についても教えてください。

免税事業者がインボイス発行事業者になると、課税事業者として消費税の納税義務が生じます。ただし、免税事業者がインボイス発行事業者として課税事業者になった場合、3年間(令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間が対象で、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間等を除く)は、負担軽減措置として、売上に係る消費税の2割を納税額とすることができます。

サキ先生

リサ そうすると、免税事業者は、インボイス発行事業者になった方が良いでしょうか。

インボイス発行事業者としての登録をするかどうかは任意です。取引先が課税事業者でインボイスを必要とするかどうかなどを考慮して登録するか否かを判断するのが良いと思います。

サキ先生

リサ

事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対して、取引価格の引下げなどを要請しても問題ありませんか？

事業者がインボイス発行事業者でない事業者に対し、取引価格の引下げなどを要請し、双方納得の上で取引価格を設定すれば、直ちに問題になるものではありませんが、例えば、一方的に通告する行為は優越的地位の濫用として、独占禁止法や下請法上問題になるおそれがありますので注意が必要です。

サキ先生

【筆者紹介】

手嶋浩明(てしま・ひろあき)1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

2023年版 年末調整実践セミナー

日時 令和5年11月20日(月) 13:30~15:00

講座内容

1. 年末調整とは(全体像の確認)
2. 年末調整の時期と対象者は?
3. 年末調整のスケジュールについて
4. 年末調整の実務と留意点
5. 今年度の改正点
6. 各種書類の記載方法とチェックポイント

講師

税理士

うば としこ
伯母 敏子 氏

申込方法

申込締切日:11月16日(木)



<https://rod-m.com/231120/1812.html>

上記申込サイトよりお申込みください。上記のQRコードからもアクセスできます



実務セミナー

日時 令和5年11月28日(火) 14:00~15:45

申込締切日

会場 ホテル近江屋

受講料 無料 (会員以外の方も聴講いただけます)

11月22日(水)

第一部 14:00 ~ 14:45

『自己点検チェックシートの 活用の仕方について』

講師: 下澤 昇 氏 (税理士/下澤昇税理士事務所)

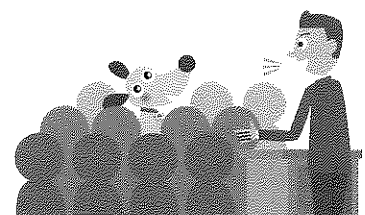
法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、日本税理士連合会監修、国税庁後援のもと「自己点検チェックシート」を作成しております。チェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務のリスクの軽減にもつながることを期待するものです。

第一部 14:00 ~ 14:45

『令和5年分 年末調整の仕方について』

講師: 宮古税務署職員

年末調整は社員の所得税の総清算となる毎年必須の業務です。本セミナーでは、税務署職員により、年末調整の基本や改正点など、必要なポイントについて説明いたします。



新春の集い講演会

日時 令和6年1月29日(月) 15:30~16:45

会場 浄土ヶ浜パークホテル

演題 『一流の思考力』(仮題)

講師 秋田 豊 氏

株式会社いわてアスリートクラブ代表取締役/元サッカー日本代表

